

【表紙】

【発行登録追補書類番号】4-外1-20

【提出書類】発行登録追補書類

【提出先】関東財務局長

【提出日】2023年9月28日

【会社名】スリーエムカンパニー
(3M Company)

【代表者の役職氏名】マイケル・M・ダイ
アソシエイト・ゼネラル・カウンセル兼秘書役
(Michael M. Dai, Associate General Counsel and Secretary)

【本店の所在の場所】アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市
スリーエムセンター
(3M Center, St. Paul, Minnesota 55144 U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】03-6271-9900

【事務連絡者氏名】弁護士 野 村 卓 矢

【連絡場所】東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28階
ベーカー＆マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】03-6271-9900

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】スリーエムカンパニー記名式額面普通株式（額面金額0.01米ドル）の取得にかかる新株予約権証券
当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

【今回の募集金額】0円(注1)
203,429,495円(見込額)(注2)
(注1) 新株予約権証券の発行価額の予定総額
(注2) 新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した予定金額(見込額)

【発行登録書の内容】

提出日	2022年2月25日
効力発生日	2022年3月7日
有効期限	2024年3月6日
発行登録番号	4-外1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額：0円(注3) 6,000,000,000円(注4) (注3) 新株予約権証券の発行価額の予定総額 (注4) 新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額（見込額）を合算した予定総額

【これまでの募集実績】
(発行予定額を記載した場合)

番 号	提出年月日	募集金額 (注5)	減額による 訂正年月日	減額金額
4-外1-1	2022年3月8日	213,437,382円	-	-
4-外1-2	2022年3月30日	212,913,362円	-	-
4-外1-3	2022年4月27日	217,256,691円	-	-
4-外1-4	2022年5月30日	211,257,760円	-	-
4-外1-5	2022年6月29日	209,730,210円	-	-
4-外1-6	2022年7月28日	208,557,784円	-	-
4-外1-7	2022年8月30日	208,338,301円	-	-
4-外1-8	2022年9月29日	205,824,388円	-	-
4-外1-9	2022年10月28日	205,496,640円	-	-
4-外1-10	2022年11月29日	205,802,494円	-	-
4-外1-11	2022年12月26日	205,014,905円	-	-
4-外1-12	2023年1月30日	203,566,167円	-	-
4-外1-13	2023年2月27日	203,717,621円	-	-
4-外1-14	2023年3月30日	202,737,677円	-	-
4-外1-15	2023年4月27日	203,652,946円	-	-
4-外1-16	2023年5月30日	203,959,882円	-	-
4-外1-17	2023年6月29日	203,255,929円	-	-
4-外1-18	2023年7月28日	202,672,317円	-	-
4-外1-19	2023年8月30日	201,911,436円	-	-
(注5) 新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権証券の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した予定金額(見込額)				
実 績 合 計 額		3,929,103,892円	減額総額	0円

【残額】(発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額)

0円(注6)
2,070,896,108円(注7)
(注6) 新株予約権証券の発行価額の予定総額の残額
(注7) 新株予約権証券の発行価額の予定総額に、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額(見込額)を合算した予定総額の残額

(発行残高の上限を記載した場合)

該当事項なし

【残高】(発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額) 該当事項なし

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注8) 本書において別段の記載がある場合を除き、「3M」又は「当社」は、スリーエム カンパニー及びその子会社をいう。
- (注9) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」又は「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指すものとする。本書において便宜上記載されている日本円への換算は1.00ドル＝147.84円（2023年9月20日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信売相場の中値）の換算率により計算されている。
- (注10) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新株予約権証券の募集】

(1) 【募集の条件】

発行数	16,197(見込数)(注1)
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	なし
申込単位	1個
申込期間	2023年10月1日から2023年10月31日(注2)
申込証拠金	なし
申込取扱場所	スリーエム カンパニー アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター 3M Company 3M Center, St. Paul Minnesota 55144, U.S.A.
割当日	2023年11月1日
払込期日	該当事項なし
払込取扱場所	該当事項なし

(注1) 「発行数」は、新株予約権の目的となる株式数と同数(見込数)を記載した。

(注2) 申込期間は、適格従業員（以下に定義される。）が本プラン（以下に定義される。）への参加申込を行える期間である。

(摘 要)

本募集は、2021年5月10日及び11日開催の取締役会会議における決議において有効期間の延長が承認され、2022年11月7日開催の取締役会の報酬委員会の決議により日本への適用が承認された3M カンパニー2012年改定ジェネラル・エンプLOYEE・STOCK・PURCHASE・PLAN（以下「本プラン」という。）に基づくものである。

本募集は、本プランに基づき、当社の日本における子会社の適格性を有する従業員（プラン第2条の定義による。以下、「適格従業員」という。）約2,429名を対象に、新株予約権（以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」を除いて、「本新株予約権」という。）を発行するものである。

本プランに参加する適格従業員は、プラン管理者の定める申込手順に従うものとする。

(2) 【新株予約権の内容等】

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質	本新株予約権は、本プランに基づき2023年11月の自己の報酬の3%から10%を株式購入資金として拠出し、ニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）における株式の新株予約権の付与日における公正市場価額の85%に相当する金額により、又は2023年11月の最後の取引日（以下「行使日」という）における公正市場価額がかかる金額より低い場合は、行使日における公正市場価額に相当する金額により、当社の普通株式を購入することができる権利である。本新株予約権の対象となる株式数は、2023年11月の拠出額をNYSEにおける株式の新株予約権の付与日における公正市場価額の85%に相当する金額により、又は行使日における公正市場価額がかかる金額より低い場合は、行使日における公正市場価額に相当する金額で除すことにより決定される。従って、当社の普通株式の時価が下落し、本新株予約権の行使価格が下落する場合は、本新株予約権の行使により参加者が取得することとなる株式数は増加する。ただし、拠出金の額は株価によって変動することはない。 本新株予約権は、当社及びプラン参加会社の適格従業員に対し、希望する場合、当社の株主になるための簡便な方法を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、本新株予約権の行使に際して支払われるべき金額は、各参加者が自己の報酬の10%を上限として各自決定する拠出額により決まる。参加者はプランから脱退することができ、また拠出率を変更することも可能である。そのため、行使価額の下限及び資金調達額の下限は定められていない。 各参加者は、ひと月あたり500株を超える株式を対象とする新株予約権は付与されないものとする。ただし、株式の上限は、株式の再編成又は分割の場合、適切に調整される。 当社の決定による、当社による新株予約権の取得を可能とする旨の条項はないが、当社取締役会の報酬委員会により本プランが終了される可能性がある。
新株予約権の目的となる株式の種類	スリーエム カンパニー 記名式額面普通株式（1株当たり額面金額0.01米ドル）
新株予約権の目的となる株式の数	新株予約権1個につき1株 全体で16,197株(見込数)(注1)
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき、84.95米ドル(12,559円)(見込額)(注2)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	203,429,495円(見込額)(注3)
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格： 1株当たり 84.95米ドル(12,559円)(見込額)(注2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の資本金組入額： 1株当たり 0.01米ドル(1円)
新株予約権の行使期間	2023年11月30日(注4)
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	スリーエム カンパニー アメリカ合衆国 55144 ミネソタ州セントポール市スリーエムセンター 3M Company 3M Center, St. Paul Minnesota 55144, U.S.A.
新株予約権の行使の条件	本プラン第8条及び第9条を参照のこと。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	該当なし

新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡不可
代用払込みに関する事項	該当なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	新株予約権の行使前に当社が他社と合併又は統合した場合、状況に応じて、当該合併の存続会社又は統合された会社の株式の発行において公平となるよう適正な調整が行われる。

- (注1) 各プラン参加者の新株予約権は、2023年11月の最終の取引日（以下「行使日」という）において、当該月に従業員の承認した給与天引きを通じて株式購入のために拠出した資金（前月から繰り越された金額を含む。）によって、NYSEにおける株式の新株予約権の付与日における公正市場価額の85%に相当する金額により、又は行使日における公正市場価額がかかる金額より低い場合は、行使日における公正市場価額に相当する金額により、各参加者の名義において株式を購入するために、自動的に行使される。公正市場価額は、NYSEにおける当該株式の高値と低値の平均値をいう。したがって、本募集時点においては、上記「本新株予約権の目的となる株式の数」は確定していない。そこで、便宜上、適格従業員による行使日における最大拠出見込額（本募集の対象となる日本の適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が自己の現報酬（プラン第1条の定義による。以下、「現報酬」という。）の10%を拠出したと仮定した場合の金額）203,429,495円を、2023年9月20日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(99.94ドル(14,775円))の85%の価格(84.95ドル(12,559円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。
- (注2) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である（注1参照）。そこで、便宜上、2023年9月20日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(99.94ドル(14,775円))の85%の価格(84.95ドル(12,559円))を見込額とした。なお、上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」中の「発行価格」も同様に見込額として算出した。
- (注3) 上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」は未定である（注1参照）。そこで、行使日における適格従業員による最大拠出見込額（本募集の対象となる日本の適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が自己現報酬の10%を拠出したと仮定した場合の金額）203,429,495円を記載した。
- (注4) 行使日において、プラン参加者の新株予約権は全て自動的に行使される。

（摘 要）

新株予約権行使の効力の発生及び新株予約権の行使後第1回目の配当

参加者は、新株予約権の行使により取得した株式が各参加者の口座に記録されるまで当該株式に関し、株主としてのいかなる権利も持たない。配当については、各参加者が本プランに基づき株式を購入した後は、当社の他の株主に支払われるのと同様に、各参加者に支払われる。

株券の交付方法

新株予約権の行使により取得した株式は、本プランの記録者により開設される参加者の口座に記録される。新株予約権を行使することにより取得された普通株式の株券について、当社は、当該株式が上場するまでの間、あるいは、1933年米国証券法に基づき登録されるまでの間、又は州法若しくは海外の規制に基づき登録が必要な場合はかかる登録がなされるまでの間、発行又は交付することを求められない。

行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランの目的は、当社及びプラン参加会社の適格従業員に対し、希望する場合、当社の株主になるための簡便な方法を提供することである。適格従業員に対して本プランに基づく新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、適格従業員が、当社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを持つことが期待される。また同時に、当社の発展に必要な不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。なお、本プラン第4条及び上記の「当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」において説明するとおり、本プランに基づく発行株式数の上限が設けられているため、希薄化は制限されている。

当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

本新株予約権の行使の条件等は、本プラン及び本プランへの申込契約（米国外参加者に対する追加条件等を含む。）に定められるものとする。

提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

参加者は本新株予約権の行使により取得した株式について、かかる行使日から1年間は売却又は譲渡することができないものとする。但し、当該参加者の死亡の場合、また、参加者の退職又は雇用の終了後は、かかる株式を売却することができる。

提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項なし。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
203,429,495円 (注)	0円	203,429,495円

(注) 「払込金額の総額」は、本募集の対象となる適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が自己の現報酬の10%を拠出したと仮定した場合の金額である。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額203,429,495円(見込額)は、希薄化防止の為の自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定である。その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況等に応じて決定される。

第2 【売出要項】

該当事項なし。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

本邦以外の地域において開始される募集に係る事項について

本発行登録追補書類に基づく募集の対象である本新株予約権と同一の種類の新株予約権（以下、「[募集又は売出しに関する特別記載事項]」において「本新株予約権」という。）の募集が、本邦以外の地域で並行して開始される予定である。以下は、かかる募集の内容として、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に掲げる各事項を記載したものである。

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(2) 新株予約権の内容等

(イ) 発行数

2,038,573個（見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。）

（注）本報告書の提出日時点においては、本新株予約権の発行数は確定していない。そこで、便宜上、適格従業員による行使日における最大抛出見込額(173,176,806米ドル(25,602,458,999円))を、2023年9月20日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(99.94ドル(14,775円))の85%の価格(84.95ドル(12,559円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

(ロ) 発行価格

0米ドル(0円)

(ハ) 発行価額の総額

0米ドル(0円)

(二) 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

スリーエム カンパニー記名式額面普通株式 (1株当たり額面金額0.01米ドル)

2 株式の内容

当社普通株式の保有者は株主の権利及び議決権を専有的に有するものとする。普通株式保有者は、当社の株主名簿に記載された株主の保有する株式1株に対し1議決権を持つものとする。

3 株式の数

本新株予約権1個あたり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：2,038,573株（見込数）

かかる株式数は、株式の種別変更又は株式分割の際には適正に調整される。

（注）本書提出日現在、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定していない。そこで、便宜上、適格従業員による行使日における最大抛出見込額(173,176,806米ドル(25,602,458,999円))を、2023年9月20日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(99.94ドル(14,775円))の85%の価格(84.95ドル(12,559円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

(ホ) 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

新株予約権1個につき、84.95米ドル(12,559円)（見込額）

かかる見込額は、株式の種別変更又は株式分割の際には適正に調整される。

（注）本書提出日現在、本新株予約権1個あたりの行使時の払込金額は未定である。そこで、便宜上、2023年9月20日のNYSEにおける株式の高値と安値の平均値(99.94ドル(14,775円))の85%の価格(84.95ドル(12,559円))とした。

(ヘ) 新株予約権の行使期間

2023年11月30日

（注）行使日において、プラン参加者の新株予約権は全て自動的に行使される。

(ト) 新株予約権の行使の条件

本プラン第8条及び第9条を参照のこと。

(チ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1 株当たり 0.01米ドル(1円)

(リ) 新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡不可。

(3) 発行方法

当社又は当社の特定関連会社を含む関連会社（日本を除く）に所属する、本プランにおける適格従業員約83,125名への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、中国、コスタリカ、チェコ共和国、ドミニカ共和国、エクアドル、エルサルバドル、ドイツ、ギリシャ、ホンジュラス、香港、ハンガリー、インド、アイルランド、イタリア、ジャマイカ、韓国、マレーシア、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、パナマ、ペルー、ポーランド、ポルトガル、シンガポール、スロバキア、スペイン、スイス、台湾、タイ、トリニダード・トバゴ、トルコ、アラブ首長国連邦、英国、アメリカ合衆国、ウルグアイ

(6) 提出会社が取得する手取金の総額並びに用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

手取金の総額

173,176,806米ドル (25,602,458,999円) (見込額)

(注) 手取金の総額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額(173,176,806米ドル(25,602,458,999円))(見込額)を合算した金額から、発行諸費用の概算額(0米ドル(0円))を控除した額である。

手取金の用途ごとの内容、金額及び支出予定時期

本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額 (173,176,806米ドル(25,602,458,999円))(見込額)は、希薄化防止の為に自社株買い、人件費の支払並びにその他の業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定である。その具体的な内容や用途別の金額、支出時期については、資金繰りの状況及びその他の状況に応じて決定される。

(7) 新規発行年月日

2023年11月1日

(8) 当該有価証券を金融商品取引所に上場しようとする場合における当該金融商品取引所の名称

該当事項なし

(9) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特記事項

(イ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(ロ) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要)を参照のこと。

(ハ) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要)を参照のこと。

(ニ) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要)を参照のこと。

(ホ) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要) を参照のこと。

(へ) その他投資者の保護を図るため必要な事項

上記「第1[募集要項] 1[新株予約権証券の募集] (2)[新株予約権の内容等]」欄外の(摘要) を参照のこと。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4 【その他の記載事項】

目論見書の「第一部 証券情報」、「第4 その他の記載事項」に、以下に掲げる「3M カンパニー2012年改定ジェネラル・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プラン」の訳文を掲げる。

(日本語訳)

3M カンパニー2012年改定ジェネラル・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プラン

第1条 定義

本プランの目的上:

- 1.1. 「本プラン」とは、2012年改定ジェネラル・エンプロイヤー・ストック・パーチェス・プランを意味し、その規定は本書に記載される。
- 1.2. 「当社」とは、デラウェア法人である3Mカンパニーを意味する。
- 1.3. 「株式」とは、1株当たり額面金額0.01米ドルの当社の普通株式を意味する。
- 1.4. 「参加者」とは、本プランに規定の方法で給与天引きを承認した従業員を意味する。
- 1.5. 「現報酬」とは、各参加者の各給与期間にかかる給与天引き前の実際の総収入を意味する。
- 1.6. 「正規従業員」とは、当社又は指定関連会社の雇用記録及び情報システムに正規従業員であると認識されている個人を意味する。当該用語は、当社又は関係会社若しくは子会社の雇用記録及び情報システムに臨時従業員として認識されている個人、あるいは当社又は関係会社若しくは子会社の独立請負者又は貸与従業員は含まない。
- 1.7. 「効力発生日」とは、第12.1条に従って決定される、本プランが効力を発生する日を意味する。
- 1.8. 「内国歳入法」とは、改正1986年米国内国歳入法及びその承継法を意味する。
- 1.9. 「関係会社」とは、(i) 当社が直接又は間接に支配する、支配される又は共同支配する事業体及び (ii) 当社が重要な持分利益を保有する事業体を意味し、いずれの場合も委員会によって決定される。
- 1.10. 「子会社」とは、現在又は今後存在するかを問わず、内国歳入法第424条(f)に定義される、当社の「子会社企業」を意味する。
- 1.11. 「指定関連会社」とは、取締役会又は委員会が本プランへの参加を随時指定する関係会社又は子会社を意味する。
- 1.12. 「取締役会」とは、3Mカンパニーの取締役会を意味する。
- 1.13. 「委員会」とは、取締役会の報酬委員会を意味する。

第2条 適格従業員

当社又は指定関連会社の正規従業員は、18歳に達した月の翌月に本プランに参加する資格を有するものとする。

第3条 参加の選択

- 3.1. 適格従業員は、現報酬からの任意の給与天引きによってのみ本プランに参加することができる。
- 3.2. 本プランに参加することを選択した適格従業員は、プラン管理者の定める申込手順に従うものとする。かかる手順により、申込みの翌月に開始する最初の給与期間までに開始し、従業員がプランから脱退するまで、又は何らかの理由で当該従業員のオプションが終了するまで、従業員の現報酬からの定期的な給与天引きがなされる。

第4条 オプションの付与

- 4.1. 本第4条の規定に従うことを条件に、各暦月の最終営業日現在の各参加者の口座残高で購入できうる数の株式に対するオプションが、各月のニューヨーク証券取引所（以下「NYSE」という。）の最初の取引日に各参加者に付与される。
- 4.2. いかなる参加者も、1月の募集期間当たり500株を超える株式を対象とするオプションを付与されないものとする。株式の再編成又は分割の場合、上記の数は適切に調整される。
- 4.3. いかなる参加者も、オプションが未行使の場合においてはいつでも、1暦年を通じ、公正市場価額（オプション付与時に決定される）による25,000米ドルを超える割合で本プランに基づく株式を購入する権利を認めるオプションを付与されないものとする。
- 4.4. いかなる参加者も、オプションの付与直後、当社株式の全種類における議決権合計の5%以上を保有することになる場合、本プランに基づく株式を購入するオプションは付与されないものとする。

第5条 オプションの価格

株式1株当たりのオプションの価格は、NYSEにおける株式の、オプションの付与日における公正市場価額の85%とする（偶数セント単位に切り上げる）。公正市場価額はNYSEにおける当該株式の高値と安値の平均値とする。

第6条 給与天引き

- 6.1. 参加者は、本書第4.2条第4.3条及び第4.4条に記載の上限を条件として、現報酬の3%から10%を超えない任意の整数の割合の給与天引きを選択することができる。オプション付与の前には天引きは開始しない。
- 6.2. 参加者は、プラン管理者への参加選択を更新することで、第6.1条の上限内で、かかる給与天引きの金額をいつでも増減することができる。変更は、プラン管理者が更新された参加選択を受領後、管理上可能な限り速やかに給与天引き記録を更新し、効力を発生する。
- 6.3. 給与天引きは、参加者の雇用主が定義する各月の最後の給与日に本プランに基づく各参加者の口座に貸記される。

第7条 プラン口座

参加者の現報酬から当該参加者の承認に従って差し引かれた資金はすべて、本プランに基づく当該参加者の口座に貸記されるものとする。参加者は、自らの口座に別個の現金支払いを行うことはできない。

第8条 オプションの行使

- 8.1. 各月の最終営業日に、参加者の口座に最低1株の株式を購入できる資金がある場合、かかる参加者のオプションはかかるオプションのオプション価格により自動的に行使されるものとする。各月の最後の営業日に、参加者の口座に最低1株の株式を購入できる資金がない場合、資金はかかる口座に残したままとし、翌月に株式の購入に使用できる。
- 8.2. 行使日にNYSEにおける株式の公正市場価額が参加者のオプション価格より低かった場合、当該オプションは、行使日のNYSEにおける株式の公正市場価額に基づき行使するものとする。
- 8.3. 参加者のオプションの行使後実務上可能な限り速やかに、かかるオプションの行使により購入した株式は、本プラン管理者により開設される参加者の口座に貸記される。

第9条 参加の終了

- 9.1. 任意の給与天引きで参加している参加者はいつでも、本プラン管理者の参加選択更新の指示に従うことで、それ以上の給与天引きを中止することができる。かかる場合、参加者の口座に残存する残高は、第8.1条の規定に従って、追加の株式を購入するために使用される。
- 9.2. 本プランに基づく参加は、参加者の死亡又はいかなる理由でも雇用の終了の日付で自動的に終了し、参加者の口座に貸記された金額（もしあれば）は、第8.1条の規定に従って追加の株式を購入するために使用される。ただし、最低でも株式1株を購入するのに十分な現金が参加者の口座にない場合、当該口座に貸記された金額は参加者に返金される。
- 9.3. 承認済みの休職は、第9条の目的上雇用の終了とはみなされない。

第10条 譲渡可能性

- 10.1. 本プランに基づき付与されるオプションは、（法の運用又はその他とを問わず、）承継、譲渡、質権設定又は抵当権設定を行うことができず、執行、担保設定又は類似の過程の対象とならない。オプションの承継、譲渡、質権設定、抵当権設定、その他の処分、又は担保設定若しくは類似の過程の企図は、無効であり何ら効力を有さない。オプションは参加者によってのみ行使可能とする。
- 10.2. 参加者の口座に積み立てられた資金は、いかなる承継、譲渡、質権設定又は抵当権設定も行うことができず、かかる口座に積み立てられた資金の承継、譲渡、質権設定、抵当権設定又はその他の処分の企図は、無効であり何ら効力を有さない。

第11条 株式の発行及び売却

11.1. 2015年1月1日以後に購入した株式については、参加者は、本プランに基づき付与されたオプションの行使により購入した株式について、かかる行使日から1年間は売却又は譲渡することができないものとする。但し、かかる禁止は、当該参加者の死亡の場合は該当せず、株式の譲渡又は売却は可能とする。さらに、参加者の退職又は雇用終了後は、（プラン第11.2条に従うことを条件に、）かかる株式は売却できるものとする。

11.2. 2005年1月1日以後に購入した株式については、米国所得税の対象となる参加者は、本プランに基づき付与されたオプションの行使により購入した株式について、当社が選択した指定のブローカーを通じた売却を除き、オプション行使日の1年後の応当日から1年間は売却又は譲渡することができないものとする。但し、かかる禁止は、当該参加者の死亡の場合は該当せず、株式の譲渡又は売却は可能とする。

11.3 第11.1条又は第11.2条の規定に矛盾する時又は方法による参加者の株式の購入又は譲渡の企図は無効であり何ら効力を有さない。

11.4. 第11.1条又は第11.2条に記載の株式の売却又は譲渡への制限が失効するか又は適用されなくなった場合、参加者は、本プランに基づき付与されたオプションの行使により購入した株式を売却又は譲渡することができる。

11.5. 本プランに基づき付与されたオプションの行使により購入した株式について、当社は、(i) 当該株式が上場される又は上場することが要求される株式取引所への上場前に、又は(ii) 登録が要求される場合、1933年米国証券法に基づく登録又は州法若しくは外国法に基づく登録前に、いかなる株券を発行又は交付することも求められない。当社は、当該上場又は登録が各オプションの行使後合理的な時点までに完了するよう最善を尽くし、当社による株式の交付は、上場又は登録が完了するまで繰り延べられる場合がある。

11.6. 参加者は、第8条に従って購入されたオプションが参加者の口座に貸記されるまで、オプションが対象とする株式に関し、株主としてのいかなる権利も持たない。

第12条 プランの効力発生日及び改正又は終了

12.1. 本プランは、当社株主の承認後、1997年7月1日に効力を生じた。本プランは、当社株主の承認を条件に、2012年に修正再表示された。

12.2. 本プランは、取締役会が延長しない限り、効力発生日から5年後に自動的に終了する。取締役会は、決議により、各1年間の1回以上の追加期間、本プランを延長することができる。

12.3. 委員会はいつでも本プランを終了又は改正することができる。ただし、(i) 60,000,000株以上（株式分割調整後）の未発行の株式の発行の授權、(ii) 全額支払前の株式の発行許可、(iii) 給与天引きの割合の現報酬の10%超への増加、(iv) 株式が売却される1株当たり株式価格の削減、又は(v) 合計60,000,000株以上（株式分割調整後）の株式売却の授權については取締役会及び株主の事前の承認なしに改正してはならない。

12.4. 本プランの終了時、各参加者のオプションは、終了日に参加者の口座に貸記された資金で購入可能な端数株式の数で行使されるものとする。

第13条 運営

本プランは、委員会の指示に基づき管理運営される。本プランの運営には、様々な法令に従う必要がある。法律に適合するため、本プランの想定又は対象外の特別な状況に対応するため、又は本プランの運営を継続するために随時、本プランの要件の変更又は免除が必要となる場合がある。そのため、委員会は、1つ以上の子会社の正規従業員に本プランに基づく別個の募集を行い、子会社及び関係会社を第423条非適格プラン（下記第14条に定義される）に参加させる旨指定し、本プランの規定の解釈及び適用に関して生じる疑問を解消するために、本プランの規定に変更を行う権利を留保する。委員会は、本プランの規定にこれらの変更を実施するために本プランに基づく1つ以上の補足又はサブプランを採択することができる。本プランの解釈及び運用に関する委員会の決定は、最終的かつ決定的である。

第14条 権限の委譲

デラウェア法において認められる限り、委員会は、本プランに基づく一切の職務、責任及び権限を、委員会が設定する条件又は制約を条件として、当社の役員に委譲することができる。これには、関係会社及び子会社を本プランに参加するものとして指定する権限、本プランに基づき別個の募集を行う権限、並びに関係会社及び子会社を第423条非適格プランに参加するものとして指定する権限が含まれる。

第15条 株式配当、株式分割、株式削減、吸収合併又は新設合併

株式配当、分割又は株式数の減少にかかる基準日がオプションの期間中に生じた場合、株式数及びオプションの価格について、公平となるよう適正な調整が行われるものとする。

オプションの期間中に当社が他社と合併又は統合した場合、状況に応じて、当該合併の存続会社又は統合された会社の株式の発行において公平となるよう適正な調整が行われるものとする。

第16条 売出株式

本プランに基づきオプションの対象として売り出されうる株式総数は60,000,000株を超えないものとし、これらは自社株、随時買戻された株式、又は未発行の授權株式である。株式の再編成又は株式分割の場合、当該株式数には適正な調整が行われるものとする。

第17条 ブラン口座の資金

参加者から天引き及び留保された資金は、米ドルで記録され、当社の指示に従って当社に送金されるものとする。各参加者の口座の資金は、当社が受領後、当社が管理し、参加者のオプションが行使される時点で株式の支払に充当される。

参加者の口座に保有される資金について、当社はいかなる利息も積立又は支払わない。

第18条 通知

委員会への通知は以下の宛先とする：

Compensation Committee
c/o 3M Secretary
P. O. Box 33428
St. Paul, MN 55133

第19条 その他会社の給付及び報酬プログラム

委員会が特に決定しない限り、参加者の本プランに基づくオプションの受領は、当社又は関係会社若しくは子会社の給付プラン又は退職金プログラムからの支払又は給付の算定の目的上、あるいはいかなる国の報酬法上も、参加者の通常の定期的な報酬の一部とはみなされない。さらに、当社又は関係会社若しくは子会社は、適切又は必要と考えるその他の報酬プログラム、プラン又は取り決めに採用することができる。

第20条 将来の権利

いかなる参加者も、本プランに基づく権利を当社又は関係会社若しくは子会社の雇用で維持することはできない。

第21条 プランの特徴

本プランは、内国歳入法第423条に起因する部分（「第423条適格プラン」）及び内国歳入法第423条に起因しない部分（「第423条非適格プラン」）の2つの要素から構成される。当社は、第423条適格プランが、内国歳入法第423条における「従業員株式購入プラン」としての適格性を有することを意図している（ただし、当社は、かかる適格性を維持するいかなる保証又は表明も行わない。）。従って、第423条適格プランの規定は、内国歳入法第423条の要件に一致して、均一かつ無差別的に参加を拡大及び制限するものとして解釈される。

さらに、本プランは、内国歳入法第423条における「従業員株式購入プラン」としては適格性がない第423条非適格プランに基づくオプションの付与を承認している。かかるオプションは、各指定関連会社の正規従業員の税務上、証券法上その他の目的を達成するために委員会が承認した規則、手順又はサブプランに従って付与されるものとする。本プランにおいて別段の定めのない限り、第423条非適格プランは、第423条プランと同様に運営、管理される。

第423条プランの目的上、子会社のみが指定関連会社となることができる。ただし、なんどきであっても、第423条適格プランに基づく指定関連会社である子会社は、第423条非適格プランに基づく指定関連会社とみなされることはないものとする。委員会は、いかなる指定関連会社についても、第423条非適格プランにのみ参加資格を有すると規定することができる。

第22条 内国歳入法第409条A項

第423条適格プランに基づき付与されたオプションについては、内国歳入法第409条A項の適用から除外されている。第423条非適格プランに基づき米国納税者に付与されたオプションについては、短期繰延報酬に対する適用免除に基づき、内国歳入法第409条A項の適用から除外されることを意図しており、いかなる曖昧性も、かかる意図に照らして解釈されるものとする。第423条非適格プランに基づき米国納税者に付与されたオプションは、オプションの対象となる株式が短期繰延期間内に交付される要件を含め、内国歳入法第409条A項で利用可能な短期繰延報酬に対する適用免除の要件を満たすような条項の対象となるものとする。内国歳入法第409条A項の対象となりうる参加者の場合、オプションの付与、行使、支払、決済又は繰延は、オプション又はその行使、支払、決済又は繰延が内国歳入法第409条A項の対象となると委員会が決定する範囲で、内国歳入法第409条A項を遵守する方法で行われるものとする。上記にかかわらず、当社は、内国歳入法第409条A項の適用から除外され又はかかる条項に適應することを意図しているオプションが、第409条A項の適用から除外され又はかかる条項に適應していない場合であっても、あるいは第409条A項に関し委員会が講じるいかなる措置についても、当社は参加者又はその他いかなる当事者に対しても責任を負わないものとする。

第23条 税の源泉徴収

本プランに基づき付与されるオプションの結果として取得した株式の購入又は売却より前に、参加者は、当社の見解による適用ある法律により求められる税の源泉徴収を全額、当社に支払うか、あるいは、かかる支払に十分な取決めに当社に対し提供しなければならない。当社又は子会社若しくは関係会社は、法律により求められる税金の支払いのために適切な数の株式を差し引き、あるいは当社又は子会社若しくは関係会社の見解によるかかる税の源泉徴収の義務をすべて満たすために必要なその他行為を行うために、本プランに基づき付与されたオプションの行使により取得した株式の売却代金から、本プランの参加者の口座から適用ある税を差し引く権利を有する。

第24条 準拠法

本プランの規定は、デラウェア州の法律に準拠し、これに従って解釈される。

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部 【参照情報】

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

該当事項なし。

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3 【臨時報告書】

該当事項なし。

4 【外国会社報告書及びその補足書類】

事業年度2022年度（自 2022年1月1日 至 2022年12月31日）
2023年4月20日関東財務局長に提出

5 【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

2023年度中間期間（自 2023年1月1日 至 2023年6月30日）
2023年9月22日関東財務局長に提出

6 【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7 【訂正報告書】

該当事項なし。

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての外国会社報告書及び外国会社半期報告書並びにそれらの補足書類（以下「外国会社報告書等」という。）にそれぞれ記載されている「事業等のリスク」の内容について、当該外国会社報告書等の提出日以後、本発行登録追補書類提出日までの間において重大な変更はない。また当該外国会社報告書等に記載されている将来に関する事項は、本発行登録追補書類提出日現在において重要な変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もない。

第3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部 【保証会社等の情報】

該当事項なし。